



国保だより

令和2年7月発行

第 78 号



主なお知らせ

- P2 特定健診を受けましょう
 - P4 国民健康保険料が決まりました
 - P6 8月1日から後期高齢者医療被保険者証が変わります
- 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ P3 P5 P8

沼津市国民健康保険のメール配信サービス「ぬまづ国保メール」をご利用ください。登録は市ホームページまたはこちらから▶
各種助成や夜間・休日窓口のお知らせなどをメールで配信しています。



発行元：沼津市役所 市民福祉部 国民健康保険課
☎ 055-934-4725



古紙ハルブ配合率70%再生紙を使用

国民健康保険のお知らせ

健診の実施について、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、変更になる場合があります。最新情報は、市のホームページでご確認いただくか、各担当課へお問い合わせください。

特定健診を受けましょう

保健センター（健康づくり課）
055-951-3480

特定健診は、生活習慣病（糖尿病・高血圧・脂質異常症等）を予防・早期発見するための基本的な健康診査で、自分の健康を知るための大切なバロメーターです。この機会に受診しましょう。

対象

40歳～74歳の沼津市国民健康保険の被保険者

※沼津市国保以外の方は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください。

健診内容	健診料	持ち物
問診、身体計測、血圧・腹囲測定、尿検査（糖・たんぱく・潜血）、血液検査（糖・脂質・肝機能・腎機能等）、心電図・眼底検査等	800円	・令和2年度沼津市健康診査受診券 ・国民健康保険被保険者証（保険証） ※受診券は6月上旬発送済み。届いていない場合は、保健センターにお問い合わせください。

健診期間：令和2年10月31日（土）まで

健診会場：実施医療機関または集団健診会場

※詳細は**広報ぬまづ6/1号**と同時配布の『特定健診・がん検診のご案内』または市ホームページをご覧ください。



健診の情報は
こちらから▼



健診を受けて健康特典を手に入れよう！

- ①国民健康保険に加入している40歳代の人へ【特定健診を受診した**先着600名様限定!**】
ジョイランドグループの『天然温泉ざぶ～ん 入浴半額割引券』をプレゼント。
健診結果郵送後、割引券を保健センターから別途郵送します。
- ②20歳以上の人へ（加入している健康保険は問いません）
今年度健診（特定健診・がん検診等）を受けた結果や受診券を雄大グループ各店舗に持参すると、『雄大グループで使用できるお食事券』（500円相当）をプレゼント。

人間ドックの受診費用を助成します

給付係
055-934-4725

助成を受けるには次の条件があり、該当者には7月下旬に案内はがきを郵送します。

- 平成31年4月1日以前から受診日まで継続して沼津市国民健康保険の資格があること
- 前年度までの国民健康保険料を完納していること

3万円の助成

令和2年4月1日現在で年齢が30歳以上で前年度に1度も病院を受診していない人

2万5千円の助成

令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に、満40・45・50・55・60・65歳になる人

※助成後の検査料は、約1万円です（実施医療機関により異なります）。

受診期間：令和2年8月1日（土）～令和3年3月31日（水）

実施医療機関：案内はがきに掲載しています



脳ドックの受診費用の助成も行っています（申込制）。詳しくは市ホームページでご確認ください。沼津市脳ドック

8月1日から保険証が変わります

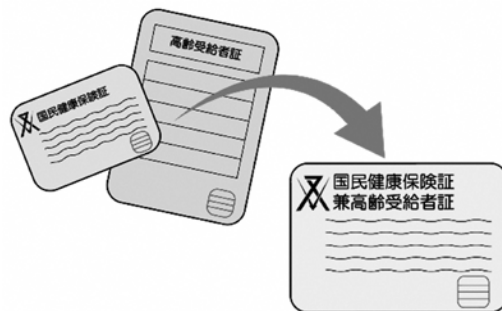
給付係
055-934-4725

7月下旬に、新しい国民健康保険被保険者証（保険証）を世帯主宛に郵送します。
新しい保険証はクリーム色です。

70歳から74歳の人へ

これまで、70歳から74歳までの人が病院にかかる時に、保険証と高齢受給者証の2枚を提示する必要がありましたが、8月からは一体化され、1枚になります。

8月から病院にかかる時には、保険証1枚を提示してください。
自己負担割合（2割または3割）は保険証に記載されています。



新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

給付係
055-934-4725

沼津市国民健康保険の加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または感染が疑われる場合、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）について、傷病手当金を支給します。

支給を受けるためには申請が必要です。申請前に電話でお問い合わせください。

対象者	次の条件をすべて満たす人 ① 沼津市国民健康保険の被保険者であること ② 給与等の支払いを受けている被用者（雇用されている人）であること ③ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合で、その療養のため労務に服することができない人
支給対象期間	令和2年1月1日から9月30日の間で、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（最長1年6か月）
支給額	直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3 × 支給対象となる日数 ※ 給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整される場合や、支給されない場合があります。また、一日当たりの支給額には上限があります。

保険料は必ず納付してください

収納係
055-934-4727

保険料を滞納すると、次のような措置を行うことがあります。

- ① 通常の被保険者証より有効期間の短い「短期被保険者証」を交付することがあります。
- ② 滞納が1年以上に及ぶ人には、被保険者証に代えて「被保険者資格証明書」を交付することがあります。
※被保険者資格証明書で診療を受けた場合、医療機関等への支払いは全額自己負担となり、あとで保険給付分（基準となる医療費の7割または8割）を特別療養費として申請していただきます。なお、特別療養費の給付に際し、滞納保険料等を控除することがあります。
- ③ 国保の給付（療養費、高額療養費等）を差し止め、給付金額から滞納保険料等を控除することがあります。
- ④ 財産（預貯金、生命保険、給与等）を差し押さえることがあります。

災害等の特別な事情により納付が困難になった人は、お早めにご相談ください。

令和2年度の国民健康保険料が決まりました

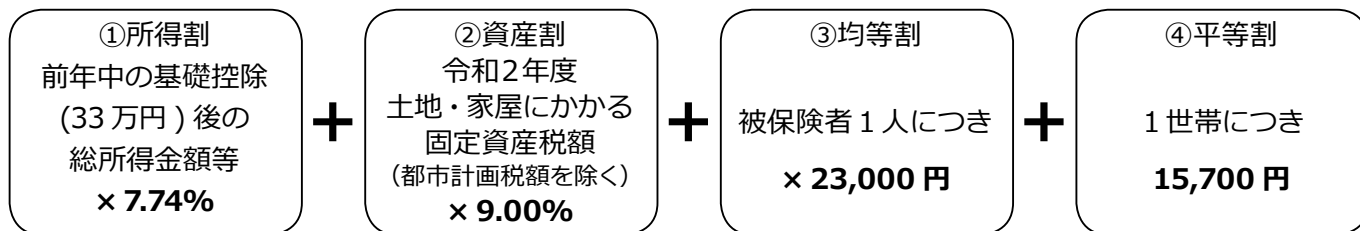
賦課係
055-934-4726

保険料は、次の計算をもとに決めています。

(A) + (B) + (C) = 年間の保険料となります。

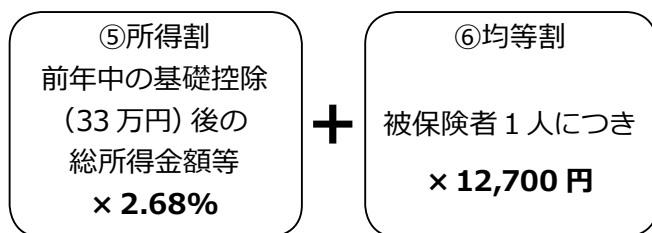
(A) 基礎賦課額 ① + ② + ③ + ④ (最高限度額61万円)

医療給付費分の負担額で、国民健康保険に加入する人すべてに賦課されます。



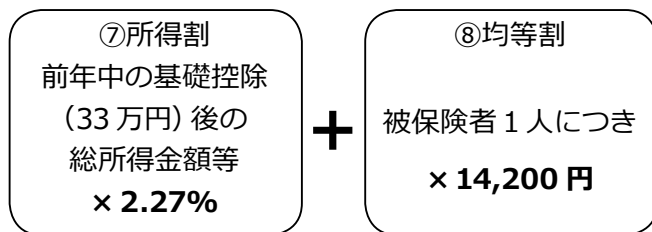
(B) 後期高齢者支援金等賦課額 ⑤ + ⑥ (最高限度額19万円)

「後期高齢者医療制度」を世代を超え支援するため、国民健康保険に加入する人すべてに賦課されます。



(C) 介護納付金賦課額 ⑦ + ⑧ (最高限度額16万円)

介護を社会全体で支えるため、国民健康保険に加入する40歳から64歳(※)までの人に賦課されます。



※40歳になる月(1日が誕生日の場合はその前月)から65歳になる月の前月(1日が誕生日の場合はその前々月)まで

国民健康保険料の決定通知書を郵送します

賦課係
055-934-4726

今年度の国民健康保険料の決定通知書を7月中旬に郵送します。指定金融機関、コンビニエンスストア、郵便局(ゆうちょ銀行窓口、ATM)にて、同封の納付書でお支払いください。

保険料納期限(口座振替日は保険料納期限と同日です。)

第1期	7月31日	第2期	8月31日	第3期	9月30日	第4期	11月2日
第5期	11月30日	第6期	1月5日	第7期	2月1日	第8期	3月1日

◆口座振替が便利で確実です! ぜひ、ご利用ください!!



保険料の納付は、1度手続きするだけで自動的に納付のできる口座振替が便利です。決定通知書に同封の「沼津市国民健康保険料口座振替申込(依頼)書」に必要事項を記入・押印し投函するか、指定の金融機関窓口でお申込みください。
 ※ゆうちょ銀行希望の方は、ゆうちょ銀行窓口にて同行指定の用紙でお申込みください。
 ※指定金融機関・ゆうちょ銀行で申込む場合は、保険料決定通知書(または被保険者証)、金融機関への届出印、口座番号のわかるものが必要となります。

保険料の軽減判定の基準を拡大しました

賦課係
055-934-4726

1年間の所得が基準額以下の世帯は、国民健康保険料の均等割額と平等割額が減額されます。
このうち、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯を拡充しました。

軽減判定所得の計算方法	世帯主、加入者、特定同一世帯所属者(※)の前年中の所得の合計額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + 28.5万円 × (加入者数 + 特定同一世帯所属者の数) 以下
2割軽減	33万円 + 52万円 × (加入者数 + 特定同一世帯所属者の数) 以下

軽減判定所得の計算方法の詳細については、お問い合わせください。

※国保から後期高齢者医療制度に移行された人で、移行後も継続して同一の世帯に属している人。

保険料算定の見直しについて


賦課係
055-934-4726

基礎賦課額（医療給付費分）の賦課割合の見直し

本市では、県の運営方針で掲げている資産割廃止に向けた取り組みとして、資産割を適用している医療給付費分について、平成30年度から賦課割合の見直しを行っています。

医療給付費分は、所得割、資産割、均等割（被保険者1人あたり）、平等割（1世帯あたり）の4つを合計して保険料を算出していますが、資産割を均等割へ段階的に移行することで、保険料の急激な変化の抑制に努めながら、将来的に資産割を廃止する予定です。

今年度については、下の図のように変わります。

	所得割 (賦課総額の)55/100	資産割 6/100	均等割 27/100	平等割 12/100
前年度				
				
今年度		4/100	29/100	12/100

新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料減免等について

賦課係
055-934-4726

保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯等の保険料を減免します。

対象となる世帯	保険料
① 新型コロナウイルス感染症により、 <u>主たる生計維持者が死亡し</u> 、又は重篤な傷病を負った世帯	全額免除
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>主たる生計維持者の収入減少が見込まれ</u> 、次のアからウまでの全てに該当する世帯 ア 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見たいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること イ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること ウ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の、前年の所得の合計額が400万円以下であること ※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。	一部を減額

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、お問い合わせください。

徴収の猶予制度について

特別な事情により保険料の納付が困難なときは、徴収猶予が認められる場合があります。詳細については、お問い合わせください。

収納係
055-934-4727

後期高齢者医療保険料の 決定通知書・納付書を8月中旬に郵送します



年金天引き
または口座振替で保険料を納める人



納付書等で保険料を納める人

平成31年1月～令和元年12月の所得に基づいて令和2年度保険料を決定し、8月中旬に決定通知書を郵送します。既に仮徴収で年金天引きにより保険料を納めている人は、決定した令和2年度保険料全体からこれまでに納めた額（4月・6月・8月の天引き分）を差し引いた額を、10月・12月・2月に年金天引きで納めていただきます。

保険料の決めかた

$$\text{年間保険料 (限度額 64 万円)} = \text{均等割額 } 42,100 \text{ 円} + \left[\text{前年の総所得金額等} - 33 \text{ 万円} \right] \times 8.07\% \text{ (旧ただし書き所得)}$$

※均等割額・・・すべての人にご負担いただきます。世帯の所得に応じて軽減されます。
※所得割額・・・一定以上の収入のある人に、収入に応じてご負担いただきます。

◇均等割の軽減内容が変わります

※下線部が変更点です

世帯主及びすべての被保険者の 総所得金額等の合計	軽減の割合（参考均等割額）	
	前年度	今年度
① 33 万円以下	8.5 割 (6,000 円)	<u>7.75 割</u> (9,400 円)
被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他の所得がない)	8 割 (8,000 円)	<u>7 割</u> (12,600 円)
② (33 万円 + <u>28.5</u> 万円 × 被保険者の数) 以下	5 割 (20,200 円)	5 割 (21,000 円)
③ (33 万円 + <u>52</u> 万円 × 被保険者の数) 以下	2 割 (32,300 円)	2 割 (33,600 円)
①・②・③以外	軽減なし (40,400 円)	軽減なし (<u>42,100 円</u>)

後期高齢者医療制度の新型コロナウイルス感染症に関する制度について

傷病手当金

高齢者医療係

055-934-4728

後期高齢者医療加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合・・・

以下の条件に当てはまる場合、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

沼津市の静岡県後期高齢者医療被保険者であること	給与の支払いを受けていた人で、給与等の支払いを受けられない、または減額されて支払われている人	令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間(最長1年6か月)
-------------------------	--	--

○支給額の計算式

【(直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額÷就労日数)×2/3】×支給対象日数

○申請の方法

静岡県後期高齢者医療広域連合のホームページにある申請書をダウンロードし記入・押印して沼津市国民健康保険課高齢者医療係に提出する。希望があれば申請書は自宅に郵送可能。

○申請に必要なもの

賃金支払状況や勤務状況等が確認できる事業主の証明、医療機関の受診状況の証明など

・・・詳しくは高齢者医療係までお問い合わせください。

保険料の減免・徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症に感染または感染症の影響により主たる生計維持者の収入の著しい減少が見込まれる場合、または消毒作業等で著しい損害を受けた場合・・・

収入の減少により、保険料の納付が困難な場合、申請により所得金額・減少率に応じて保険料の減免または、徴収猶予になる場合があります。

- ・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- ・主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見たいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みで、前年の総所得金額等の合計が1,000万円以下であり、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である等の条件にすべて該当する人

☆ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、お問い合わせください。